

事務連絡  
令和8年2月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長

### 自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、違法「白トラ」を行う者に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等における混乱が生じることのないよう、今般、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを別添のとおり明確化することとし、建設系関係団体及び地方公共団体等に通知しましたので、了知するとともに、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。